

**3. 9世代移動通信システムの普及のための  
特定基地局の開設計画の認定に係る  
終了促進措置に関する四半期報告**

**平成30年度第2四半期  
(平成30年7月～9月)**

**総務省**

本概要は、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社  
から提出された 700MHz 帯における終了促進措置に関する  
四半期報告(平成 30 年7~9月)を抜粋したものです。

# 1 終了促進措置を実施した無線局数

## 1-1 FPU（番組素材中継を行う無線局）

### ① 開設計画における記載概要

- 平成27年8月末までに終了促進措置を完了。（設備変更の工事を平成26年7月から平成27年8月にかけて実施。）
- 地域別に、平成26年10月から順次、終了促進措置を完了。
- 特定基地局の開設については、平成26年9月までに先行して合意を取得。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、干渉回避措置（出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等）を実施。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 終了促進措置については、平成26年度末までに完了します。（設備変更の工事は平成25年下期から平成26年度末にかけて実施します。）ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 関東地方の対象免許人については、先行して検証頂けるよう平成25年度下期から、順次新周波数帯の無線局を提供します。
- 特定基地局の開設については、平成26年8月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。
- 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。

### ③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、FPUに係る終了促進措置は全無線局101局について完了しました。各都道府県における内訳は次のとおりです。

(平成30年9月末現在)

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済	
	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数
北海道	0	0	2	2	2	2	2	2
青森県	0	0	1	1	1	1	1	1
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	3	3	3	3	3	3
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	2	2	2	2	2	2
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	52	6	52	6	52	6
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0
富山县	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	1	1	1	1	1	1
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	3	3	3	3	3	3
愛知県	0	0	5	4	5	4	5	4
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	13	5	13	5	13	5
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山县	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	1	1	1	1	1	1
岡山県	0	0	2	2	2	2	2	2
広島県	0	0	2	2	2	2	2	2
山口県	0	0	1	1	1	1	1	1
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	2	1	2	1	2	1
愛媛県	0	0	3	1	3	1	3	1
高知県	0	0	1	1	1	1	1	1
福岡県	0	0	6	4	6	4	6	4
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	1	1	1	1	1	1
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0
全 国	0	0	101	41	101	41	101	41

なお、周波数共用（特定基地局の開設）に関する合意については、平成 26 年 8 月末までに全 41 免許人と書面等による確認を完了しました。

FPU については、当初、平成 26 年度末の移行完了を予定していましたが、移行先周波数帯に対応した機器が平成 26 年度第 4 四半期までに主要メーカーから出揃ったことを受けて、対象免許人が実用化に向けた確認試験を行う必要があること、商用化に向けて機器の改良が必要となること、機器改良及びその機器の納入に時間要すること、移行先周波数帯に対応した新機器を商用放送に適合させるための確認試験が必要となることが判明したため、2 年間の遅延が見込まれました。

平成 28 年度第 4 四半期までに機器の納入、現行機器の廃局等が全て完了し、FPU に係る終了促進措置が完了しました。

## 1－2 ラジオマイク

### ① 開設計画における記載概要

- 平成28年12月末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成26年7月から平成28年12月にかけて実施。)
- 地域別に、平成26年10月から順次、終了促進措置を完了。
- 特定基地局の開設については、平成26年9月までに先行して合意を取得。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、新周波数帯に対応した代替設備の貸出しや干渉回避措置（出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等）を実施。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 終了促進措置については、平成26年度末までに完了します。(設備変更の工事は平成25年下期から平成26年度末にかけて実施します。)ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 設備変更については、容易に取替等が可能な無線局から、順次終了促進措置を完了します。
- 特定基地局の開設については、平成26年8月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、新周波数帯に対応した代替設備の貸出しを行います。
- 代替設備での対応が困難な場合には、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。
- 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。

### ③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、ラジオマイク無線局に係る終了促進措置の実施状況については、対象の無線局29,187局のうち、協議を開始していない無線局は0局（0%）で、協議を開始した無線局は29,187局（100%）です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは29,187局（100%）で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は29,111局（99.7%）で、本四半期に終了促進措置の実施が完了した無線局は8局でした。また、終了促進措置が完了していないものの、対象の無線局を全て廃止し、旧周波数帯の利用を終えた免許人が2免許人（76局）存在しており、合わせると29,187局（100%）となります。なお、

各都道府県における内訳は次のとおりです。

(平成30年9月末現在)

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数
北海道	0	0	624	37	624	37	624	37
青森県	0	0	84	5	84	5	84	5
岩手県	0	0	219	12	219	12	219	12
宮城県	0	0	265	16	265	16	265	16
秋田県	0	0	128	7	128	7	128	7
山形県	0	0	124	6	124	6	124	6
福島県	0	0	159	9	159	9	159	9
茨城県	0	0	106	9	106	9	106	9
栃木県	0	0	75	6	75	6	75	6
群馬県	0	0	82	7	82	7	82	7
埼玉県	0	0	606	35	606	35	606	35
千葉県	0	0	754	28	754	28	754	28
東京都	0	0	12,652	364	12,652	364	12,576	362
神奈川県	0	0	2,563	63	2,563	63	2,563	63
山梨県	0	0	138	11	138	11	138	11
新潟県	0	0	209	11	209	11	209	11
長野県	0	0	478	20	478	20	478	20
富山县	0	0	285	17	285	17	285	17
石川県	0	0	229	17	229	17	229	17
福井県	0	0	107	10	107	10	107	10
岐阜県	0	0	106	9	106	9	106	9
静岡県	0	0	278	18	278	18	278	18
愛知県	0	0	1,213	62	1,213	62	1,213	62
三重県	0	0	68	7	68	7	68	7
滋賀県	0	0	164	8	164	8	164	8
京都府	0	0	355	20	355	20	355	20
大阪府	0	0	2,733	106	2,733	106	2,733	106
兵庫県	0	0	711	39	711	39	711	39
奈良県	0	0	169	12	169	12	169	12
和歌山县	0	0	22	4	22	4	22	4
鳥取県	0	0	48	5	48	5	48	5
島根県	0	0	73	5	73	5	73	5
岡山县	0	0	169	15	169	15	169	15
広島県	0	0	382	28	382	28	382	28
山口県	0	0	119	13	119	13	119	13
徳島県	0	0	140	7	140	7	140	7
香川県	0	0	164	12	164	12	164	12
愛媛県	0	0	194	11	194	11	194	11
高知県	0	0	102	7	102	7	102	7
福岡県	0	0	945	37	945	37	945	37
佐賀県	0	0	45	2	45	2	45	2
長崎県	0	0	207	10	207	10	207	10
熊本県	0	0	218	14	218	14	218	14
大分県	0	0	148	13	148	13	148	13
宮崎県	0	0	130	8	130	8	130	8
鹿児島県	0	0	147	11	147	11	147	11
沖縄県	0	0	250	18	250	18	250	18
全国	0	0	29,187	1,191	29,187	1,191	29,111	1,189

注 1) 免許人数については、各都道府県に属する無線局の免許人数を集計したものであり、実際の免許人数と異なります。

注 2) 「協議開始済」「実施合意済」「実施完了済」における免許人数について  
は、注 1 の各都道府県に属する無線局の免許人毎で集計を行っているため、実  
際の対象免許人との協議結果と異なります。

注 3) 「実施合意済」及び「実施完了済」については、手続処理のタイミングにより誤  
差が生じる場合があります。

また、周波数共用（特定基地局の開設）に関する合意については平成 26 年 8 月ま  
でに全免許人と書面等による確認を完了する計画でしたが、平成 26 年 8 月末時点  
で書面等による確認に至ったものは 1,000 免許人（82.4%）、平成 27 年 1 月末までに全  
免許人の 1,209 免許人（100%）と合意を完了しました。

全免許との合意については、多忙や連絡不可、合意締結に係る事務処理時間、終  
了促進措置実施の理解が得られない等の事情により、協議に時間を要していたため、  
免許との円滑な合意に向けて、平成 26 年度第 1 四半期に 70 名体制の「特定ラジオ  
マイクお客様センター」を一般社団法人内に設置しました。

平成 26 年度第 4 四半期は、同センターの要員を 94 名とし、免許との周波数共用  
に関する合意の取得を丁寧に進めた結果、全ての免許人からの理解が得られ、周波数  
共用の合意取得が完了しました。

平成 27 年度第 1 四半期からは、対象免許人の移行機器の現地確認作業が概ね終了  
したこと及び周波数共用に関する合意取得が完了したものの、周波数移行のための機  
器選定、時期調整及び納品確認等の作業が必要となることから、同センターの要員の  
適正化により 73 名とし、終了促進措置の実施に関する合意について、継続して取得  
を進めました。

終了促進措置の実施に関する合意については平成 29 年 3 月末までに全免許人の  
1,193 免許人（100%）と合意を完了しました。

また、全免許人から終了促進措置の実施に関する合意を得られたため、同センター  
を解体し、一般社団法人内の移行調整部と統合しました。

終了促進措置の完了については、当初計画の平成 26 年度内を目標としていました  
が、免許との継続的な協議を実施した結果、施設の改修時期や興行スケジュール  
の制約等の個々の免許人の都合に合わせた工事日程の設定、ホワイトスペース帯使  
用に関する不安、免許人の要望を満たす新機器の発売時期の遅延等に対応する必要  
があったことから、3 年程度遅延し、平成 29 年度内に完了する見込みとしていま  
した。

平成 30 年度第 1 四半期は、終了促進措置の最終年度の第 1 四半期にあたるため、  
平成 30 年度中の終了促進措置の完了に向け、一般社団法人が対象となる残 2 免許人

との間で個別の協議日程の調整や工事日程設定を円滑に行うための連携をより密に行うことで積極的かつ円滑な移行を進めてまいりましたところ、免許人1者（62局）が本年5月に無線局を全て廃止し、旧周波数帯の利用を終えました。これにより終了促進措置が完了していないものの、対象の無線局を全て廃止し、旧周波数帯の利用を終えた免許人が2者（84局）存在しており、残免許人は存在しなくなりました。

本四半期は8局の終了促進措置が完了し、終了促進措置が完了していない免許人は2者（76局）となりました。

次四半期についても、平成30年度中の終了促進措置の完了に向け、一般社団法人が対象免許人との間で個別の協議日程の調整や工事日程設定を円滑に行うための連携をより密に行うことで積極的かつ円滑な移行を進めることにより、全ての免許人の移行が平成30年度第3四半期までに完了するよう、終了促進措置を実施していきます。

電波発射地域を限定する覚書については、平成28年度第1四半期に、覚書締結の残7者のうち6者、平成28年第2四半期に残1者との間で覚書条件の解除合意または移行が完了しました。

## 2 終了促進措置の実施に要した費用

### ① 開設計画における記載概要

負担可能額：1,500億円

### ② 本四半期までの実施状況

本四半期においては、開設指針に規定する費用（設備取得費・工事費）として、全体で93.2百万円（累計50,798.4百万円）を支出しており、全体の支出のうち当社負担額は31.1百万円（累計16,932.8百万円）です。開設指針に規定する費用（設備取得費・工事費）の詳細は下表のとおりです。また、開設指針に規定する費用（設備取得費・工事費）の他に、終了促進措置の実施に要する諸費用（一般社団法人の運営費用等）として、全体で141.6百万円（累計13,128.2百万円）を支出しており、全体の支出のうち当社負担額は47.2百万円（累計4,376.1百万円）です。

内訳	本四半期中		累計	
	全体	うち当社負担額	全体	うち当社負担額
FPU	0.0百万円	0.0百万円	8,988.0百万円	2,995.9百万円
ラジオマイク	93.2百万円	31.1百万円	41,810.4百万円	13,936.8百万円
合計	93.2百万円	31.1百万円	50,798.4百万円	16,932.8百万円

### **3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況**

#### **3－1 他の認定開設者との協議・合意**

##### **① 開設計画における記載概要**

終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意する。

##### **② 開設指針における規定事項**

終了促進措置の実施概要の周知及び実施手順の通知、免許人団体との間での当該周知・通知の実施についての協議並びに終了促進措置に係る対象免許人の合意について、他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について認定日から3月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意すること。(開設指針第9項第4号(1))

##### **③ 本四半期までの実施状況**

当社は、終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、共同で実施するため、その方法について、他の全ての認定開設者（株式会社NTTドコモ、イー・アクセス株式会社（現ソフトバンク株式会社））と協議し、平成24年9月28日に合意しました。これ以降、免許人団体等との間の協議を他の全ての認定開設者と共同で実施しています。

## 3－2 実施概要の周知

### ① 開設計画における記載概要

合意日から6か月以内に、自社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイト・会報、販売店での文書配布、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 実施概要の周知については、合意日から6か月以内に、認定開設者4者で共同して設立する「一般社団法人」や、認定開設者各社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイトや会報、販売店での文書配布、技術雑誌への広告、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始します。
- 免許人団体との協議の結果、不要と判断された周知媒体については、周知の実施を省略します。

### ③ 開設指針における規定事項

他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人に周知させるための措置を開始すること。（開設指針第9項第4号(2)）

### ④ 本四半期までの実施状況

免許人への実施概要の周知方法について免許人団体等との協議を実施し、平成24年度第4四半期に了解を得ました。実施概要の周知については、平成25年3月13日から開始しました。

周知の方法については、免許人団体等との協議により、郵送による免許人への周知、認定開設者及び一般社団法人のウェブサイトによる周知、免許人団体等のウェブサイトから一般社団法人へのリンクによる周知を実施しています。

#### 【当社URL】

FPU免許人向け

[http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/fpu\\_info.pdf](http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/fpu_info.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/radio\\_info.pdf](http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/radio_info.pdf)

#### 【一般社団法人URL】

本年5月に全ての対象免許人が旧周波数帯の利用を終えたため、本年6月に削除しました。



### 3-3 実施手順の通知

#### ① 開設計画における記載概要

- 郵送により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了。
- 説明会を実施し、不参加者には電話連絡を実施。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 実施手順の通知については、郵送（配達証明郵便）又は同等の手段により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了します。
- 実施手順の通知が対象免許人へ配達できない場合は、電話や訪問により、免許人住所の確認を実施します。

#### ③ 開設指針における規定事項

他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を対象免許人に対して通知すること。（開設指針第9項第4号(3)）

#### ④ 本四半期までの実施状況

免許人への実施手順の通知方法について免許人団体等との協議を実施し、平成24年度第4四半期に了解を得ました。

実施手順の通知については、平成24年12月末時点の免許人情報に基づき、平成25年3月13日にFPU及びラジオマイクの対象免許人（FPU41者、ラジオマイク1,002者）へ、郵送による通知を実施しました。その後、追加で通知が必要となった新たな免許人164者に対しても平成26年度第1四半期までに郵送による通知を実施しました。

また、免許人への実施概要の通知内容については、認定開設者及び一般社団法人のウェブサイトによる公開を実施しています。

#### 【当社URL】

FPU免許人向け

[http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/fpu\\_info.pdf](http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/fpu_info.pdf)

ラジオマイク免許人向け

[http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/radio\\_info.pdf](http://media3.kddi.com/extlib/files/corporate/kddi/kokai/agreement/pdf/radio_info.pdf)

#### 【一般社団法人URL】

本年5月に全ての対象免許人が旧周波数帯の利用を終えたため、本年6月に削除しました。

### 3－4 周知・通知の事前協議

#### ① 開設計画における記載概要

免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

● 免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

#### ③ 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で協議を行うこと。（開設指針第9項第4号(4)）

#### ④ 本四半期までの実施状況

周知・通知の事前協議については、認定開設者とFPUの免許人団体及びラジオマイクの免許人団体等との間で、免許人への周知・通知の実施方法についての協議を実施し、平成24年度第4四半期に了解を得ました。

### 3－5 FPUとの協議

#### ① 開設計画における記載概要

- 平成25年7月から、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について協議を開始。
- 対象免許人ごとに協議担当者が個別訪問を行い、技術の専門家を交えて協議。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- FPUの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から順次開始します。
- 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、事前に対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた枠組みを合意します。
- 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、免許人団体との事前の枠組み合意の内容に沿って協議を実施します。
- 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

#### ③ 開設指針における規定事項

対象免許人との間で、当該対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第9項第4号(5))

#### ④ 本四半期までの実施状況

免許人団体等との事前協議として、平成26年度第1四半期まで免許人への周知・通知に際して必要な事項及びアンケートの実施、FPUの費用負担の方法・範囲、周波数移行を円滑に実施する仕組み、及び周波数共用の方法等について協議を実施しました。

FPU免許人との個別協議は、平成25年度第1四半期から開始し、平成26年度第1四半期に全対象免許人と終了促進措置の実施に係る合意を完了、平成26年度第2四半期に全対象免許人と周波数共用に関する合意を完了しました。平成26年度第3四半期に、免許人団体等と運用の調整に関する協議を実施し、基本的な枠組みについて確認、合意をしました。また、それを受けFPU免許人との運用の調整に関する個別協議を開始しました。

平成26年度第4四半期からは、特定基地局の電波発射に伴う周波数共用調整のため、平成27年3月から、周波数共用調整の窓口を開設しています。

平成28年度第4四半期までに新機器の納入、現行FPUの廃局が全て完了し、FPUに係る終了促進措置が全て完了しました。現行FPUとの周波数共用調整は発生しません。

### 3-6 ラジオマイクとの協議

#### ① 開設計画における記載概要

- 平成25年7月から、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について協議を開始。
- 対象免許人ごとに協議担当者を割り当て、技術の専門家を交えて協議。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- ラジオマイクの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から、順次開始します。
- 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた標準的な周波数移行フローを策定します。
- 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、当該フローの内容に沿って協議を実施します。
- 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

#### ③ 開設指針における規定事項

対象免許人との間で、当該対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第9項第4号(5))

#### ④ 本四半期までの実施状況

免許人団体等との事前協議として、平成26年度第2四半期まで、免許人への周知・通知に際して必要な事項及びアンケートの実施、ラジオマイクの費用負担の方法・範囲、周波数移行を円滑に実施する仕組み、及び周波数共用の方法等について協議を実施し、了解を得ました。

ラジオマイク免許人との個別協議については、平成25年度第1四半期から開始しました。また、平成27年3月から、特定基地局の電波発射に伴う周波数共用調整のため、周波数共用調整の窓口を開設しています。

本年5月に全ての対象免許人が旧周波数帯の利用を終えたため、本年5月末に周波数共用調整を終了しました。

本四半期は、ラジオマイク免許人との終了促進措置に関する個別協議を引き続き実施しました。

次四半期においてもラジオマイク免許人との終了促進措置に関する個別協議を引き続き実施します。また、必要に応じて、免許人団体等との協議を実施します。

### 3-7 窓口の設置

#### ① 開設計画における記載概要

- 合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置。
- 終了促進措置の実施に係る社内組織の中で窓口（29名体制）を運営。
- 窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 問合せ窓口については、合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置します。
- 問合せ窓口の運営については、4者が共同で設立する一般社団法人が行います。（開設時は15名程度の体制で開始します）
- 一般社団法人が設置されるまでの期間は、一般社団法人設立準備室、もしくは各認定開設者にて窓口を設置します。
- 窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。

#### ③ 開設指針における規定事項

認定開設者は、合意日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成31年3月30日まで設置すること。（開設指針第9項第5号(4)）

#### ④ 本四半期までの実施状況

免許人からの問合せ窓口は平成24年10月26日に開設し、以下のURLに示す当社ホームページで公開しました。

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/agreement/>

（ホーム>企業情報>KDDIについて>公開情報>700MHzに関する情報（周波数移行・テレビ受信対策）

#### 1-4. お問い合わせ窓口について

---

700MHz周波数移行に関するお問い合わせにつきましては、下記のお問い合わせ窓口にお願い致します。

尚、本窓口は、以下のシステムをご利用のお客さま（以下、「免許人様」といいます）向けのお問い合わせ窓口になります。免許人様以外からのお問い合わせは、ご回答できかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 770MHzを超える806MHz以下の周波数を使用するFPU機器をお使いの方。
- ・ 770MHzを超える806MHz以下の周波数を使用する特定ラジオマイク機器をお使いの方。

##### (1) 電話・メールでのお問い合わせ

###### 一般社団法人700MHz利用推進協会

- ・ お問い合わせフォーム  
□ [周波数移行 お問い合わせ窓口](#)  
※ 一般社団法人700MHz利用推進協会のホームページへ移動します。
- ・ TEL 0800-800-0824（通話料無料）  
※ 9:30～18:00。土日・祝祭日および年末年始を除く。

###### KDDI株式会社 周波数移行 お問い合わせ窓口

- ・ お問い合わせフォーム  
□ [周波数移行 お問い合わせ窓口](#)

また、認定開設者が共同で設立した一般社団法人においても、免許人からの問合せ窓口を平成24年12月20日に開設し、以下のURLに示す一般社団法人のホームページで公開しました。

<http://www.700afp.jp/contact-freq>

## ■ 周波数移行に関するお問い合わせ

### ■ お問い合わせについて

700MHz周波数移行に関するお問い合わせにつまましては、下記のお問い合わせ窓口にお願い致します。  
なお、本窓口は、以下のシステムをご利用のお客さま（以下、「免許人様」といいます）向けのお問い合わせ窓口になります。免許人様以外からのお問い合わせは、ご回答できかねますので、あらかじめご了承ください。

- 770MHzを超える806MHz以下の周波数を使用するFPU機器をお使いの方。
- 770MHzを超える806MHz以下の周波数を使用する特定ラジオマイク機器をお使いの方。

#### 1. 電話・メールでのお問い合わせ

お問い合わせに当たっては、2項（お問い合わせいただく情報の取扱いについて）を確認の上、お問い合わせお願いします。

◇お問い合わせフォームで問い合わせる場合

 お問い合わせフォーム

◇電話で問い合わせる場合

TEL : 0800-800-0824（通話料無料）  
※ 9:30～18:00、土日・祝祭日および年末年始を除く。

#### 2. お問い合わせいただく情報の取扱いについて

一般社団法人700MHz利用推進協会は、個人情報のみならず、法人その他の団体の免許人様に関する情報についても個人情報と同様に適正に取り扱ってまいります。

ご記入いただく全ての情報は、下記の利用目的のために利用させていただきます。

また、ご記入いただく全ての情報は、終了促進措置の円滑な実施のため、下記の事業者間で共同利用致します。

ただし、団体および個人を特定せずに統計データを収集する目的で利用する場合があります。

◇利用目的

- 免許人様のご要望やお問い合わせに対応させていただくため。

◇共同利用目的

- お問い合わせを頂いた免許人様に対し、終了促進措置に係る円滑な協議を実施するため。

◇共同利用する事業者の範囲（2015年7月1日現在）

- 株式会社NTTドコモ
- ソフトバンク株式会社
- KDDI株式会社
- 沖縄セルラー電話株式会社
- 一般社団法人700MHz利用推進協会

## 4 対策・体制の整備に関する終了促進措置の実施状況

### 4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

#### ① 開設計画における記載概要

- 協議開始前に、アンケート等により対象免許人の意向・要望を把握。
- 免許人団体との協議において、移行フロー及び対象免許人との契約内容（それぞれ案を添付）を提示し、それに対する助言・要望を踏まえ、移行手順を標準化。移行費用についても、同様に単価を設定。
- 費用が単価を超える場合及び対象免許人との協議が難航した場合について、それぞれ販売会社への仲介、第三者である専門家を交えた協議等からなる審査フローを策定。
- FPUについては在京キー局に対し、各地域の系列局への情報提供を依頼。
- ラジオマイクについては、都道府県ごとに対象免許人への説明会を実施し、必要に応じて電話や個別訪問による説明を実施。
- 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入し、複数名の担当者を配置。
- 対象免許人と必要に応じ守秘義務契約を締結（契約案を添付）。
- ラジオマイクの対象免許人の要望を分析し、製造業者に情報提供とともに、早期の市場投入を要請。また、必要に応じて、製造業者と製品開発状況を定期的に確認する会合を開催。
- 新周波数帯対応のラジオマイクを確保し、対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、伝搬特性や音声品質等に関する検証・評価について対象免許人の理解が得られるまで対応。
- ラジオマイクの使用場所や利用状況に応じたチャネル設定を支援。
- 平成28年末までは必要に応じ新旧周波数帯の併用を実施。
- 周波数共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムを活用するほか、対象免許人から要望があれば商用運用前に試験電波の発射を行い、必要に応じて干渉回避措置（出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等）を実施。

#### ② 認定開設者間の合意における記載概要

- 対象免許人との協議開始前に、実施手順の通知にアンケートを同封して対象免許人の意向・要望を把握します。
- 免許人団体との協議においては、標準的な移行作業の条件を確認し、可能な限り定型化を行えるよう、移行フロー、工事手法、合意事項、契約内容など、複数の案を提示して協議を行うとともに、課題の抽出やアクションプランの検討を行い、免許人団体からの助言や要望を踏まえ、移行手順や移行費用に関する基本的な枠組みの合意を図ります。

- 対象免許人との協議においては、免許人団体との協議により決定した複数の対応方法を用意し、費用の条件、製造業者や工事業者の選定、合意方法、合意できない場合の段階的な合意等、対象免許人の意向を踏まえ実施します。
- 取替え工事費については、工事業者と協議した上で決定します。また、必要に応じて、販売会社への仲介の要請や第三者である専門家を交えた協議も実施します。
- 終了促進措置の実施に関する具体的な内容については、免許人団体との協議により決定します。
- 対象免許人との協議については、無線局数の多い対象免許人（FPUは在京キー一局）から先行開始し、その対応状況を他の対象免許人の協議に活用します。
- FPUについては、在京キー一局に対し、各地域の系列局への情報提供を依頼します。
- ラジオマイクについては、対象免許人への説明会を実施し、要望に応じて電話や個別訪問による説明を実施します。
- 具体的な説明会の場所及び回数については、免許人団体からの助言を踏まえ決定します。
- 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入し、複数名の担当者を配置します。
- 対象免許人との間で、必要に応じて守秘義務契約を締結します。
- 対象免許人から製造業者の指定がある場合は、集計して製造業者へ情報提供し、計画的な生産体制整備を依頼します。
- ラジオマイクの機器調達について、認定後速やかに製造業者と協議して後継機の有無を確認し、後継機が無い場合は代替機を探し、必要に応じて開発を依頼します。
- 必要に応じて、製造業者と製品開発状況を定期的に確認する会合を開催します。
- 新周波数対応機器を、製造業者ごとに一定数確保し、希望に応じて貸出しを実施します。
- 対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、伝搬特性や音声品質等に関する検証・評価を支援します。
- 対象免許人から要望があった場合は、エリア設計に関する技術支援を実施します。また、基地局基盤の提供、その他技術的な支援等について、必要に応じて検討します。
- 対象免許人から要望があった場合は、新周波数帯無線局の開設にあたり、ラジオマイクの使用場所や利用状況に応じたチャネル設定を支援します。
- 工事后についても安定運用、チャネル設定等に関する技術サポートを実施

します。

- 終了促進措置の実施については、平成26年度末までに完了します。但し、対象免許人の個別事情に配慮し、要望があった場合には、個別に協議を実施した上で、旧周波数帯の設備が使用できるよう対応します。
- 周波数共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムの活用を含め、免許人団体等と協議を行います。
- 対象免許人からの要望があった際には、対象免許人と協議の上、干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
- 対象免許人の移行に関する問題等については、対象免許人との協議開始後も、定期的に連絡会を開催して対応策の検討を行い、認定開設者や免許人団体、必要に応じて対象免許人へそれぞれフィードバックを実施します。
- 平成24年10月までに、干渉耐力評価を行うためのテストベッドを構築し、対象免許人、製造業者等に無償で開放します。終了促進措置完了後は関連団体への譲渡・活用も検討します。
- 周波数共用期間中にバックアップとしてLTEサービスを利用した映像中継システム（HD対応）を貸与します。また、中継コースのLTEエリア最適化を実施します。
- 平成25年1月までに周波数共用に関するフィールド試験環境を構築し、干渉影響、離隔距離等に関する検証を、対象免許人、免許人団体、製造業者と共同で実施します。

### ③ 本四半期までの実施状況

対象免許人へのアンケートの実施方法、移行手順や移行費用に関する基本的な枠組み等の終了促進措置に関する具体的な内容について、免許人団体等との協議を実施し、平成24年度第4四半期に了解を得ました。

アンケート（使用状況の確認等）については、平成26年度第1四半期までに全ての免許人に対して実施しました。

干渉耐力評価を行うためのテストベッド構築は、平成24年度第4四半期に実施しました。免許人等への貸し出し実績は、本四半期までありません。フィールド検証に関しては、平成24年度第4四半期に開催された総務省技術試験事務の共用検討に、当社及び他の認定開設者（株式会社NTTドコモ、イー・アクセス株式会社（現ソフトバンク株式会社））が参加し、干渉影響、離隔距離等に関するフィールド検証への協力を実施しました。平成25年度第3四半期においては、700MHz帯LTEとラジオマイクとの周波数共用に関するフィールド試験を実施しました。また、当該技術試験事務の評価結果等を踏まえて、関連する免許人団体等との間で周波数共用の方法を検討しました。平

成26年度第3四半期においては、茨城県ひたちなか市において、700MHz帯LTE基地局からラジオマイクへの影響確認試験を実施し、LTE基地局と同一チャネル、隣接チャネルの場合の混信状況を確認しました。

平成26年度第4四半期は、混信時の切り分けの一助となるよう実験試験局で取得した混信時の音声データを一般社団法人のホームページへ公表しました。

【一般社団法人URL】

＜混信時の音声データ＞

「700MHz帯LTE基地局-特定RM間の混信雑音収録データ」

本年5月末の周波数共用調整の終了に伴い、削除しました。

特定基地局とFPU・ラジオマイクとの周波数共用調整を実施するため、平成27年3月2日に周波数共用調整窓口を開設しました。

周波数共用の開始にあたり、以下のとおり周波数共用に関する説明会、講演会等を実施しました。

(講演会)

・平成27年2月18日、19日 九州インポートオーディオフェア（福岡）

(特定ラジオマイク運用調整機構主催説明会)

・平成27年1月19日 東京

(特定ラジオマイク運用調整機構、一般社団法人共催説明会)

・平成27年2月13日 東北地区(仙台)

・平成27年2月18日 近畿地区(大阪)

・平成27年2月19日 東海地区(名古屋)

・平成27年2月24日 信越地区(長野)

・平成27年2月26日 北陸地区(金沢)

・平成27年3月3日 九州地区(熊本)

・平成27年3月4日 中国地区(広島)

・平成27年3月5日 四国地区(松山)

・平成27年3月9日 北海道地区(札幌)

・平成27年3月11日 関東地区(東京)

・平成27年3月13日 沖縄地区(那覇)

周波数共用に関する説明会、講演会等の資料は以下のとおりです。

【一般社団法人URL】

＜周波数共用説明会、講演会資料＞

本年5月末の周波数共用調整の終了に伴い、削除しました。

周波数移行に関する説明会等について、以下のとおり実施しました。

(販売店主催周波数移行セミナー)

- ・平成27年2月16日 大阪
- ・平成27年2月19日 福岡
- ・平成27年2月26日 仙台
- ・平成27年3月3日 高知
- ・平成27年3月5日 東京
- ・平成27年3月12日 広島

新周波数対応特定ラジオマイクの体験会について、以下のとおり実施しました。

- ・平成27年2月17日、18日 名古屋

【一般社団法人URL】

<（中部東海地区）新周波数対応特定ラジオマイク体験会>

本年5月末の周波数共用調整の終了に伴い、削除しました。

本四半期において実施したイベント等はありません。

次四半期で予定しているイベント、講演会、説明会等はありません。

免許人団体等との間で終了促進措置の実施に関する具体的な内容や周波数共用に関する協議については、「3-5 FPUとの協議」、「3-6 ラジオマイクとの協議」に記載の通りです。

また、移行を促進するため、一般社団法人において、以下の内容を実施してきました。これらの取り組みは、従来、一般社団法人のホームページに掲載していましたが、全ての取り組みが終了したため現在はページを削除しています。

新周波数対応 特定ラジオマイク テスト会 開催のお知らせ

(2013年11月21日、2014年2月11日、2月13日、2月18日、2月21日)

新周波数対応 特定ラジオマイク テスト会 追加開催のお知らせ

(2014年5月22日、5月27日、5月29日、6月2日、6月5日)

「新周波数対応 特定ラジオマイク 充電池プラスワンキャンペーン」の開始について

(2013年7月17日～2014年4月30日まで)

「新周波数対応 特定ラジオマイク お試しキャンペーン」の開始について

(2013年7月17日～2015年3月31日まで)

周波数共用に関する説明会（特ラ機構会員及び関係者）

周波数共用に関する説明会（放送事業者及び関係者）

税務相談無料キャンペーンの掲載

新周波数対応特定ラジオマイクテスト機器の無償貸し出し

「ホワイトスペースチャンネル検討サービスのお知らせ」

新周波数帯ワイヤレス 運用実績レポートの掲載

次四半期で予定している新たな取り組み等はありません。

## 4－2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

### ① 開設計画における記載概要

- 合意日から1か月以内に、社内の専門組織として「移行促進措置推進センター」を設置（最大292名体制）し、対象免許人や免許人団体との調整等を実施。
- 「移行促進措置推進センター」では、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、全国の統括を行う「統括交渉グループ」を設置（利用者の形態ごとに3担当に分掌）。
- 「移行監査委員会」を社外に設置し、協議手法等の正常性の確認を行い、社内及び「移行検討会」に提言を実施。
- 合意日から1か月以内に、FPU・ラジオマイクそれぞれについて、認定開設者・免許人団体による「移行検討会」を設置し、造業者等についても参加を要請。製品情報、設置工事、周波数共用等の協議を実施。
- 社外に「終了促進措置調整連絡会」を設置し、対象免許人からの疑義・苦情を受け付け、第三者的立場から協議の仲裁・調停を弁護士に依頼。

### ② 認定開設者間の合意における記載概要

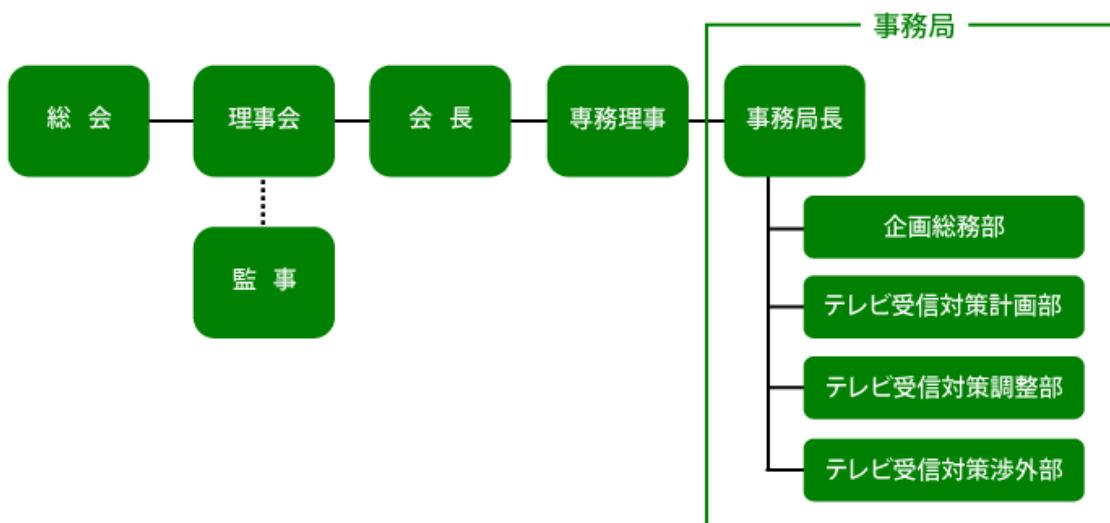
- 対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成24年12月を目途に4者共同で専門組織の一般社団法人を設立します。
- 一般社団法人の要員については、開設時は20名程度で開始し、終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を増員します。
- 一般社団法人の体制については、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、FPU、ラジオマイク、受信ブースター障害等をそれぞれ統括する各部署を設置します。
- 一般社団法人の機関設計として、監査・監督等が行われるよう、監事および会計監査人を設置します。
- 終了促進措置の実施にあたり、作業の遅延等が発生した場合には、遅延原因の調査を行い、要員の補充や原因の解決に努めます。
- 終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するため、認定開設者、一般社団法人、免許人団体、製造業者等による連絡会を設置します。
- 連絡会にはFPU・ラジオマイクの各部会を設置します。
- 対象免許人からの疑義や苦情を受け付け、相談内容に対する回答や助言、事実関係の確認等を行うため、一般社団法人内に、対象免許人のサポートセンターを設置します。
- 必要に応じて、協議の斡旋・調停・仲裁を行う候補として弁護士を紹介します。

- サポートセンターの中立性確保を図るため、必要に応じて学識経験者・弁護士等からなる監査用アドバイザリーボードの設置も検討します。

### ③ 本四半期までの実施状況

<一般社団法人の設立について>

対象免許人や免許人団体等との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成24年12月3日に「一般社団法人700MHz利用推進協会」を設立し、業務を開始しました。一般社団法人の運営を統括する「企画総務部」、受信ブースター障害を担当する「テレビ受信対策計画部」、「テレビ受信対策調整部」及び「テレビ受信対策渉外部」を設置しています。また、監査・監督等が行われるよう、監事（公認会計士含む）を設置しています。



一般社団法人は、設立時は23名で業務を開始し、平成30年9月30日現在で74名体制で運営しており、今後、終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を見直します。

一般社団法人は賛助会員の申し込みを受け付けており、平成30年9月30日現在、63の企業・団体に賛助いただいております。

一般社団法人の設立については、当社より報道発表を実施しています。また、一般社団法人は、設立に合わせてホームページについても開設しました。

#### 【当社 URL】

[http://www.kddi.com/corporate/news\\_release/2012/1203a/](http://www.kddi.com/corporate/news_release/2012/1203a/)

#### 【一般社団法人URL】

<http://www.700afp.jp/>

<免許人団体等との連絡会の設置について>

終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するための、免許人団体等、一般社団法人、認定開設者等による連絡会を平成24年10月に設置しました。

## **5 その他特記事項**

- 認定開設者4者は、一般社団法人を主体とし、共同で終了促進措置を推進します。
- 免許人団体等との協議により、開設計画の合意内容について見直すことがあります。